

広島市規則第 59 号

令和 7 年 9 月 25 日

広島市阿戸認定こども園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市阿戸認定こども園条例施行規則等の一部を改正する規則

(広島市阿戸認定こども園条例施行規則の一部改正)

第 1 条 広島市阿戸認定こども園条例施行規則（平成 27 年広島市規則第
49 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市認定こども園条例施行規則

第 1 条中「広島市阿戸認定こども園条例」を「広島市認定こども園条
例」に改める。

第 2 条の見出し中「保育する」を「教育又は保育を受ける」に改め、
同条中「広島市阿戸認定こども園」を「広島市認定こども園」に、「本
園」を「園」に、「で保育する」を「において教育又は保育を受ける」
に改め、同条第 2 号中「保育」を「教育又は保育」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(開園時間)

第 3 条 条例第 4 条第 1 号ただし書の規則で定める園は可部南認定こど
も園とし、その開園時間は午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分までと

する。

第 8 条を第 1 1 条とし、第 7 条を第 1 0 条とする。

第 6 条第 1 項第 1 号中「（子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号。以下「支援法施行令」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育認定子どもをいう。）」を削り、同項第 2 号中「支援法第 3 0 条第 1 項」を「子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「支援法」という。）第 2 9 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「、休園し、復園し」を削り、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 月の初日が休園日に当たる月に入園する場合において、その入園に係る日が当該休園日後最初に到来する開園日であるとき。
- (2) 月の末日が休園日に当たる月に退園する場合において、その退園に係る日が当該休園日の直前の開園日であるとき。

第 6 条を第 9 条とする。

第 5 条中「本園」を「園」に、「6 8 人」を「次表のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

名 称	利 用 定 員
可部南認定こども園	1 0 9 人
阿戸認定こども園	6 8 人

第 5 条を第 8 条とする。

第 4 条中「乳幼児（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「支援法」という。）第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども

に限る。）」を「教育認定子ども」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(学年)

第4条 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 各学年の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 園において教育認定子どもに教育又は保育の提供を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- (3) 夏季休業日 7月22日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで
- (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (6) その他市長が必要と認める日

別表第1中「第6条」を「第9条」に改める。

別表第2備考以外の部分中「第6条」を「第9条」に、「短時間保育」

を「短時間認定」に改め、同表備考の１中「短時間保育」を「短時間認定」に改める。

別表第３中「第６条関係」を「第９条関係」に改め、同表短時間保育に係る時間外保育の項中「短時間保育」を「短時間認定」に、「第６条第１項」を「第９条第１項」に改め、同表延長保育の項中「第６条第１項」を「第９条第１項」に改める。

（広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正）

第２条 広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和２９年広島市規則第５７号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「第２４条第１項の規定による保育の実施、同条第３項」を「第２４条第３項」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号の次に次の１号を加える。

（４） 児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所における保育の実施に関すること。

第５条第１項中「安芸福祉事務所長」を「安佐北福祉事務所長」に改め、同項第１７号を次のように改める。

（１７） 可部南認定こども園における教育及び保育の実施に関すること。

（広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第３条 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１６年広島市規則第７２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「広島市阿戸認定こども園条例」を「広島市認定こども園条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。